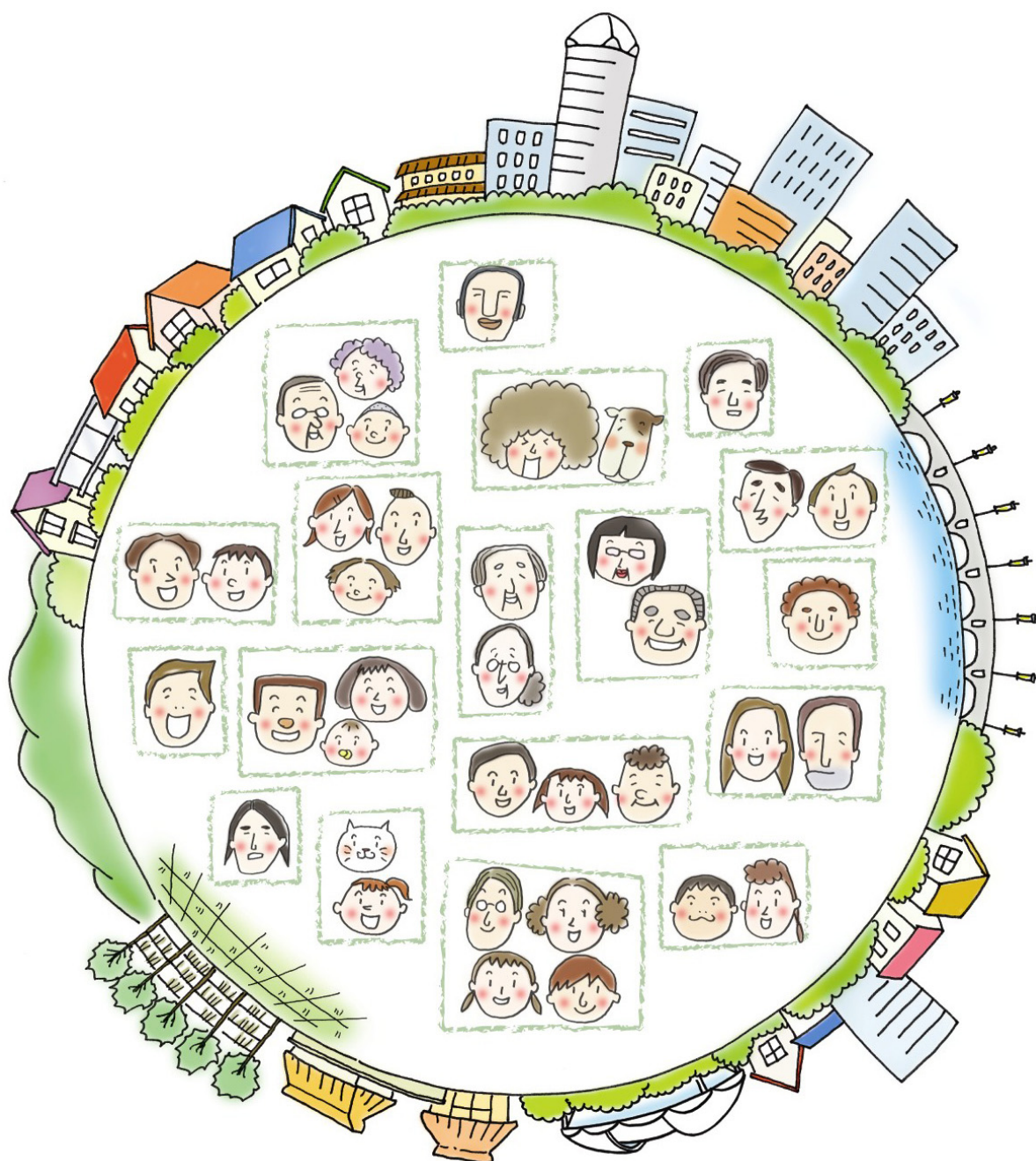


にいがた住まいの基本計画

—新潟市住宅マスタープラン—

概要版



平成 18 年 3 月
新 潟 市

目次

第1章	計画の目的と位置づけ	1
第2章	新潟市における住宅・住環境の現状	2
第3章	住まいづくりの課題	5
第4章	住まいづくりの基本理念・基本目標と基本方針	6
第5章	住宅施策の展開方向	8
第6章	重点施策	10
第7章	施策実現に向けた推進方策	16



1

計画の目的と位置づけ

【計画の目的】

住宅は、市民の生活の基盤であるとともに、それぞれの地域をかたちづくる基本的な要素であり、単なる私的な財産にとどまらず、新潟市の安定的で持続可能な発展の基盤となる大事なものです。

つまり「住まいはまちをかたちづくる」ということができます。

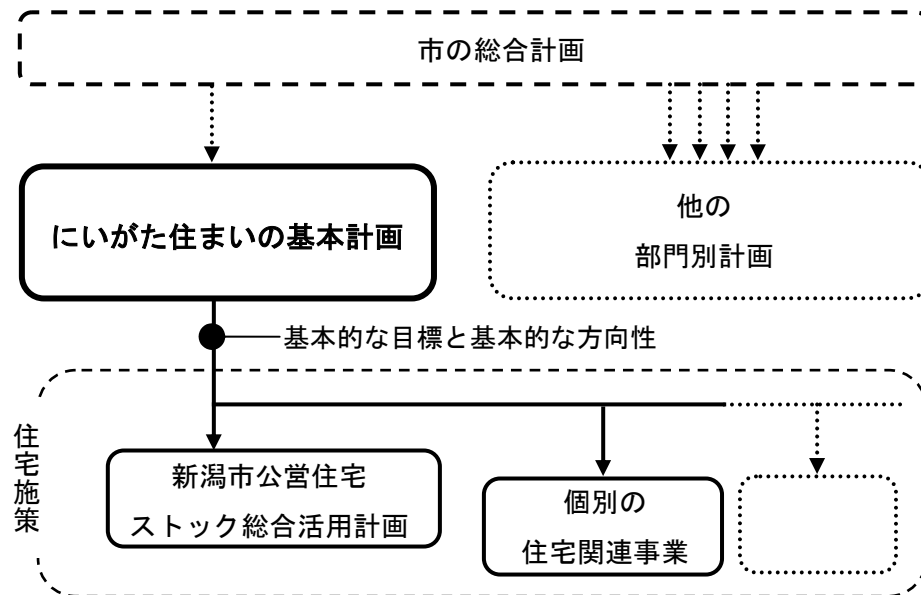
そのため、市民の生活に最も近い立場で接し、地域の発展に責任を負う自治体として、新潟市は、住宅とその周辺の住環境としての「住まい」に関する施策を重要なものとして、推進する必要があります。

住宅と、その周辺の住環境の形成、つまり「住まいづくり」に向けて、「にいがた住まいの基本計画」では、多岐多様な分野を体系的に捉え、基本計画として、住まいづくりに関する基本目標と、それを達成するための基本方針を示します。

この計画は、個々の地域における住まいづくりの個別の方向性を定めるものとはなりません。あらゆる地域の特性を大切にする視点を持って、施策を推進し、総合的・計画的に住まいづくりを推進していくことを目的とします。

【計画の位置づけ】

本計画は、市の総合計画などの考え方を受けながら、住宅施策の基本計画となるものです。住宅施策の基本的な目標と、それを実現するための基本的な方向性を示して、個別の住宅関連の計画や事業の上位計画となります。



【計画期間】

この計画は、平成 18（2006）年度から平成 26（2014）年度までの 9 年間の計画期間とします。